

1 脳振盪とは

- ・ 脳振盪は、脳の機能に障害をもたらす外傷性脳損傷です
- ・ 脳振盪はすべて、深刻なものと考えなければなりません
- ・ 脳振盪が原因で死亡したり、重篤な後遺症を残したりしています

- ・ 脳振盪は、意識消失を伴わずに起こることもあります。
意識障害の発生はむしろ少ない（10%以下）と考えられています
- ・ 頭部外傷の後、なんらかの症状がある場合はすべて試合、稽古などを止め、すべての症状が消えるまで、活動に戻ってはいけません
- ・ 特に、脳振盪の疑いがある日にプレーに復帰することは禁じられています
- ・ 確認して止めさせることは、よりひどい外傷や死亡に至ることを防ぐことになるのです

- ・ 脳振盪の場合、一般的に標準的な脳の画像所見は正常です。
にもかかわらず上記のような重篤な結果を招くことがあります
- ・ 脳振盪と診断された場合ただちに専門医の診断と画像診断が必要です。
脳震盪とよく似た症状でありながら脳挫傷や脳出血のこともあるからです
- ・ 脳振盪のほとんどが、身体的および精神的な休養により、回復します

脳振盪はどう引き起こされるのか？

- ・ 脳振盪は、頭部への直接的な衝撃によって生じることが多いが、
- ・ 体の他の部分への衝撃が頭部の急な動きを引き起して生じることがあります。

例：鞭打ちのような怪我

脳震盪の後どうしたらよいのか

- ・ 脳震盪と診断（判断）できたら即剣道中止
- ・ 基本的に即専門医受診、画像診断を受ける

症状にもよるが救急車搬送が望ましい（診療施設もそれを希望）

- ・ その後は医師と相談しながら後述の復帰プログラムに沿って活動させる
- ・ レベル4終了後医師の診断を受け、本人、家族（未成年者の場合）の希望があればそれを明示（文書に残す）した上で完全復帰へとすすませる

この文書は主として稽古を行っている所属剣道チーム宛とする

- ・ この復帰プログラムは強制ではないが遵守すべき
- ・ 剣道では高校生までに重篤な結果が報告されている